

山田中学校・東児中学校 再編準備委員会 第1回総務部会 会議録（要点筆記）

■ 日 時 令和7年8月22日（金）18：30～19：35

■ 場 所 東児中学校3階 図書室

■ 出席者 ○部会委員

難波くるみ副部会長 三宅智美委員 奥 仁美委員 飯沼佳代委員  
渡部利枝委員 松岡栄治委員 合田優子委員 大山 都委員 石原路子  
委員

（欠席者：南條亜衣子部会長 一守行将委員）

○事務局

学校再編推進課参事 清山智保、主査 小崎 隆、

■ 傍聴者 一般 1人 市議会議員 1人 報道関係者 1人

1 開会

2 部会員・職員紹介

・部会員及び職員の紹介（【資料1】部会員名簿）

3 部会長・副部会長選出

・要綱第7条第4項に基づき、委員の互選により、部会長に南條亜衣子委員、副部会長に難波くるみ委員が選出された。

4 議事（要綱第8条に基づき、難波部会長が議事進行を行う。）

（1）新たな学校名の選定方法について

事務局： 南條部会長が本日欠席のため、副部会長の難波副部会長に議長をお願いします。

副部会長： 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

事務局： 【資料2】により説明

▶今年度のスケジュールについて

本日、第1回総務部会を開催し、10月まで学校名を検討・決定していく予定としている。本日の協議結果にもよるが、次回総務部会から3月までは、校章・校歌の検討や、関連する経費について協議していく予定としている。総務部会は、毎月1回開催する予定としているので、出席をお願いします。

▶新たな学校名の名称について

教育委員会の策定した「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」の13ページには、「再編後に存続する学校は、新たな学校という意識が芽生えるように、新しい校名、校歌、校章などの検討を行います。」と記述している。そのことから、山田中学校・東児中学校で学ぶ生徒や保護者、地域住民などから広く公募するなど、地域の思いが込められたものになるように進めていく必要があると考えている。

学校名を変更する場合、校章・校歌・校旗など、校名が変わることによ

て、他にも影響するものが多数あるため、校名をどうするかについては、早期に決定する必要がある。学校名を正式に変更するには、「玉野市立学校に関する条例」を改正することが必要となる。あわせて、統合により、閉校となる「山田中学校」についても、条例の中から削除する改正が必要となる。

学校名が決定するまでの大まかな流れは、次のとおりである。

総務部会で、候補となる学校名を選定し、その後全体会で協議し、学校名の最終候補を決定する。最終候補を教育委員会へ報告し、最終決定を行う。その後市長が東児中の名称変更と山田中を廃止する条例改正案を市議会へ提出する。市議会で審議し、条例改正案が議決されると、学校名が決定し、同時に、山田中の閉校が決定する。

▶学校名の選定方法について

学校再編については、多くの自治体が行っている。学校名を検討する手法も自治体によって様々であるが、大きく3つのパターンに分類することができる。①一般公募により学校名を募集し、その中から準備委員会から決定するという手法、②一般公募ということは、①と同じであるが、準備委員会で候補をある程度絞った後、住民等の投票により1案に決定するという手法、③準備委員会の中で検討し、1案に決定するという手法がある。

他市の事例を参考に検討してもらいたい。時間を取るのでも各自考えてもらいたい。

副部会長： 事務局より説明があり、他市事例も説明があった。これらを参考に学校名をどのように決定するか決めなければいけない。協議をお願いする。

では、公募がいいか、準備委員会で決めるのがいいかを決めたいので、挙手してもらいたい。

公募がいいという方は？ （多数挙手）

公募による選定の方が多いので、学校名は公募により選定する。

公募にする場合、応募条件、応募対象者、応募期間、絞り込み方法など検討する必要がある。本日の会議では、この検討項目を決めるところまで協議したいと思う。

事務局から説明をお願いする。

事務局： （「【参考資料①】、【資料4】【資料5】を配布）

【参考資料①】、【資料4】により説明

公募する場合の他市の事例をいくつか例示させてもらっている。応募条件について項目ごとに協議してもらいたい。また、候補名の絞り込み方法についても協議してもらいたい。

まず、選定方法について、事務局（案）として説明する。

初めに、第1次選定で総務部会員により、10校名ほどを選定する。

第2次選定では、第1次で選定された中から、再編に関わる児童生徒、保

護者等の投票により、上位３校名に選定する。

最後に、第３次選定として再編準備委員会全体会で１校名に決定する。

これは、第１次～第３次選定の順に候補を絞る方法で、例として示している。応募数により選定する数など変更する場合もある。

次に、応募対象者の範囲や応募条件、応募期間、候補者の絞り込みについて協議をお願いします。

副部長： では順次、協議を進める。現在、宇野・玉・日比の準備委員会で学校名の公募をされているので、事務局から何かあるか。

事務局： 実際に宇野・玉・日比が実施しているものを参考に、山田・東児中の内容に修正したものを案として提示する。この内容を基に協議をお願いします。

委員： 宇野・玉・日比の公募範囲も同じなのか。

事務局： 宇野・玉・日比については、既に公募を開始しているが、児童生徒、保護者、教職員及び該当中学校区在住の地域を対象としている。

委員： 宇野・玉・日比の募集期間はどうか。

事務局： ８月８日～９月８日までの１ヶ月間としている。山田・東児の募集期間については、広報誌への折込を行うため、９月３日から１０月３日までを考えている。

副部長： 応募対象者について何か意見はあるか。特になければ、事務局案のとおり、再編に関係している小中学校の児童生徒、保護者、教職員、再編に関係している地域在住の方でよい。

(一同異議なし)

次に、応募条件のうち、現在使用している学校名を応募することについてはどうか。

委員： 新たな中学校区となるので、東児中学校の名を使うとどうしても、新たな中学校という意識が持ちにくいのではないかと。あえて使わない方がいいのではないかと。

委員： 東児地区について、以前、調べたら山田も東児地区に関わっているから、東児という学校名を応募してもいいと思う。

委員： 新たな学校を作ることであれば、学校がなくなる地域の方の気持ちを考えると、全く使われていない学校名を使い、新たな歴史を作っていくのがいいと思う。

山田中学校がなくなり、東児中学校が残れば、やはり吸収された意識になるので、平等に新しく決めるのがいいと考える。

委員： 山田東児や東児山田とつけるのは対象外となるか。

事務局： 条件は、この総務部会で決めるので、先ほどの案のような学校名が可能となる条件にすることは可能である。

副部会長：     では、現在の学校名は使えないが、組み合わせて使うことは可能として良いか。

（一同異議なし）

応募期間は、事務局から説明があったように、スケジュール的に9月3日から10月3日までで良いか。

（一同異議なし）

応募方法は事務局案のとおり、応募フォーム、応募用紙での応募、郵便、公民館への応募箱の設置の他、広報誌配布時にチラシの折込を行い、9月下旬には、各家庭にも応募用紙が届く。このような方法で良いか。

（一同異議なし）

応募箱は、市役所ロビー、山田公民館、東児公民館でよいか。

（一同異議なし）

副部会長：     次に、学校名の絞り込み方法について協議する。事務局案についてどう思うか。

委 員：     この第3次選定は、ほぼこの通りで良いと思う。

事務局：     参考までに、宇野・玉・日比では、第2次選定に教職員を入れたいという意見があり、加えることになった。

委 員：     入れてもらいたい。

事務局：     宇野・玉・日比では、大まかな選定方法まで決めて、詳細な選定方法については、第2回の会議で協議することとする。

副部会長：     では、絞り込みについては、第2次選定に教職員を加え、その他は事務局案のとおりで良いか。

（一同異議なし）

本日決まったことを元に事務局の方で再度、募集要項を作成していただき、皆さんにメールで確認してもらった後、準備が出来次第公募を開始してもらいたい。

最後に、今後スケジュールについて、事務局より説明をお願いする。

事務局：     学校名の公募を9月3日から10月3日まで実施し、10月上旬から中旬に総務部会で第1次選考を実施、10月中旬から下旬までの間で、第2次選考を実施し、第3次選考を11月上旬の第2回準備委員会で実施したいと考えている。その後、教育委員会の承認をもらった後、条例正案を議会へ提出したいと考えている。

## 7 閉会